

- 環境影響評価法の規定により、一般からの意見の受付を行い、2 件の提出がありました。

期間：令和 8 年 4 月 7 日から 5 月 21 日まで

（方法書の公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間）

方法：持参、郵送及び香川県電子申請・届出システムにて提出

■一般からの意見の概要

項目	番号	意見の概要
騒音 日照障害	1	道路構造を高架とし通行騒音低減、巨大地震時の地域住民の避難場所を確保。 JR四国、予讃線軌道の南側での高架構造により、北側住宅への日陰低減確保。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	2	方法書の9頁には、自然的状況の「人と自然との触れ合いの活動の場」として、玉藻公園と屋島サイクリングコースを代表例として挙げているが、これらの公園は都市公園（営造物公園）であり、「自然的状況」とは言えないものである。公園とは、できるだけ本来の自然が保たれ、誰もが自由に利用できる休息、散策、遊戯、運動のための公共空間のことで、人々の憩いの場として、また、都市環境の改善、生物多様性の確保、災害時の避難場所や防災拠点としての役割も担っているとされる。方法書では、「自然環境」という概念そのものに錯誤が生じていることをまず指摘しておきたい。こうした概念錯誤は、市民が自然と親しみやすい芝生と木陰と親水エリアからなる公園が身近にないことからくるとも考えられる。